被災区分所有家屋	被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合	率
イ　ロに掲げる被災区分所有家屋以外の被災区分所有家屋	四分の一以上二分の一未満	○・五
	二分の一以上	一・○
ロ　地上階数五以上を有する耐火建築物であつた被災区分所有家屋	四分の一以上二分の一未満	○・五
	二分の一以上四分の三未満	○・七五
	四分の三以上	一・○

5　前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合とは、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において令和二年七月二日において有していた被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等（令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相続人等に係る従前所有者等を含む。）が令和二年七月二日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分（法附則第十六条の四第三項に規定する専有部分をいう。第七項において「特定専有部分」という。）のうち、令和二年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘（第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第七項において同じ。）の用に供する部分を除く。）であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

6　第五十二条の十一第三項の規定は、第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合について準用する。

7　法附則第十六条の四第二項において準用する同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一　第四項第一号の規定の適用がある土地　法附則第十六条の四第二項において準用する同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち令和二年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地

二　第四項第二号の規定の適用がある土地　次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ　住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートル以下であるもの　当該住宅用地とみなされた土地

ロ　住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートルを超えるもの　当該住宅用地とみなされた土地の面積を当該住宅用地とみなされた土地に係る被災区分所有家屋の特定専有部分に存した住居でその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居の数（以下この口において「特例適用住居数」という。）で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては当該住宅用地とみなされた土地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあつては二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積に相当する土地

8　前項に規定する特例適用住居数の算定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

9　法附則第十六条の四第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の四第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地に対応する従前の土地のうちの被災住宅用地が法附則第十六条の四第一項の規定により住宅用地とみなされるとしたならば同項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けることとなる土地に相当する土地とする。

10　前項の規定は、法附則第十六条の四第七項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前項中「附則第十六条の四第六項」とあるのは「附則第十六条の四第七項において準用する同条第六項」と、「被災住宅用地が法附則第十六条の四第一項」とあるのは「同条第二項に規定する特定被災住宅用地が同項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

11　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

附則第十六条の二の六及び第十六条の二の七を次のように改める。

第十六条の二の六　削除

（法附則第三十二条の四第一項の事業等）

第十六条の二の七　法附則第三十二条の四第一項に規定する政令で定める事業は、二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定第一条(j)に規定する博覧会に関連する非商業的活動に係る事業とする。

2　法附則第三十二条の四第一項の規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せて行う場合における従業者給与総額の算定については、第五十六条の四十九の規定を準用する。この場合において、同条中「第七百一条の三十四第三項又は第五項」とあるのは、「附則第三十二条の四第一項」と読み替えるものとする。

附則第十六条の二の十一第二項の表第七条の九第二号ホの項中「第七条の九第二号ホ」を「第七条の九第一項第二号ホ」に改め、同条第四項の表第四十八条の三第二号ホの項中「第四十八条の三第三項の表第七条の九第二号イの項中「第七条の九第二号イ」を「第七条の九第一項第二号イ」に改め、同表第七条の九第二号ハの項中「第七条の九第二号ハ」を「第七条の九第一項第二号ハ」に改め、同表第七条の九第二号ホの項中「第七条の九第二号ホ」を「第七条の九第一項第二号ホ」に改め、同表第七条の九第二号ハの項中「第七条の九第二号ハ」を「第七条の九第一項第二号ハ」に改め、同表第七条の九第二号ニの項中「第七条の九第二号ニ」を「第七条の九第一項第二号ニ」に改め、同表第七条の九第二号ホの項中「第七条の九第二号ホ」を「第七条の九第一項第二号ホ」に改め、同条第四項の表第四十八条の三第二号ホの項中「第四十八条の三第三項の表第七条の九第二号イの項中「第七条の九第一項第二号イ」に改め、同表第七条の九第二号ハの項中「第七条の九第一項第二号ハ」に改め、同表第七条の九第二号ニの項中「第七条の九第一項第二号ニ」に改め、同表第七条の九第二号ホの項中